

お客様各位

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

4月16日に緊急事態宣言発令の対象エリアが全国へと拡大されるとともに、13都道府県が特定警戒都道府県に指定されました。

弊社が展開する機械警備・常駐警備・警備輸送・設備管理（ビルメンテナンス・工事等）などのサービスは、4月7日に政府が発表した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」による「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」に含まれていることから、十分な感染防止策を講じつつ、従来どおり適切に提供を継続してまいります。

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応につきまして、社内に「対策本部」を設置し、お客様と社員の安全確保および安定した各種サービスの提供に努めているところであり、感染拡大防止に向けた取り組みとして、下記の対応を行うとともに、継続的なサービス提供が維持できるようコンティンジェンシープランの策定についても対応しております。

【感染拡大防止に向けた取り組み】

- ・業務に従事する者は、日頃からの体調管理はもとより、勤務前の検温、マスク着用の徹底、手洗い・うがい、消毒液の携行による頻繁な手指の消毒等を徹底しております。
- ・業務特性を踏まえながら「三つの密」を避けるための対策として、管理部門の社員を中心に在宅勤務（リモートワーク）の対象数を拡大しております。なお、営業活動につきましても、お客様への対応に支障の無いよう在宅勤務者はEメールや電話を通じて、従来同様に行っております。

今後とも当社グループでは、お客様と社員の安全確保を最優先に、国の方針や行動計画、自治体の指導に基づき、感染症拡大防止および事業継続を通じたお客様と社会の安全安心の確保に努めてまいります。

以上

令和2年5月7日

京阪神セキュリティサービス株式会社